改める。

空知川	左岸	北海道空知郡南富良野町字金山事業区八十三林班地先、富士川合流点	布部	北海道開発局札幌開発建設部旭川地方気象台
	右岸	同町字金山一番の四十地先、富士川合流点		
徳富川	左岸	北海道芦別市滝里町国有林芦別事業区三百九十一林班い小班地先	赤平	
	右岸	同市同町同事業区三百五十四林班ろ小班地先		
尾白利加川	左岸	北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加	橋本町	北海道開発局札幌管区気象台
	右岸	同道樺戸郡新十津川町字大和	幌加内、多度志、雨竜橋	
雨竜川	左岸	北海道雨竜郡幌加内町字幌加内四千四百五十番の三地先の鉄道橋	石狩川への合流点	
	右岸	同郡雨竜町字渭之津	雨竜川への合流点	
恵岱別川	左岸	北海道雨竜郡北竜町字和	雨竜橋	
	右岸	同郡雨竜町字渭之津	雨竜川への合流点	
忠別川	左岸	北海道上川郡東神楽町字志比内百八十二番一地先	暁橋	北海道開発局旭川開発建設部旭川地方気象台
	右岸	同郡東川町千六十七番二地先	石狩川への合流点	

表十勝川水系の項中

札内川	左岸	ヌウナイ川の合流点	第二大川橋	北海道開発局帯広開発建設部釧路地方気象台
	右岸	北海道帯広市東二条南一丁目二番地先の国道鎮橋下流端	帯広更士幌、音更	
音更川	左岸	北海道河東郡士幌町字士幌幹西三線百八十七番地先	十勝川への合流点	
	右岸	同町字上音更基線二百四番地先	十勝川への合流点	

を

札内川	左岸	ヌウナイ川の合流点	第二大川橋	北海道開発局帯広開発建設部釧路地方気象台
	右岸	北海道河東郡士幌町字士幌幹西三線百八十七番地先	帯広更士幌、音	
音更川	左岸	北海道上川郡東神楽町字志比内百八十二番一地先	十勝川への合流点	
	右岸	同郡東川町千六十七番二地先	十勝川への合流点	

に

改める。

○国土交通省告示第二百七十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

石狩川水系の項中豊平川の項の次に次の十項を加える。

支川	当別川	左岸　北海道石狩郡当別町栄町五十番地先から幹川合流点まで
		右岸　同道同郡同町幸町百二十二番地先
支川	月寒川	左岸　北海道札幌市白石区北郷二千三百四十四番地先から豊平川合流点まで
		右岸　同道同市同区川北二千三百十二番地先
支川	望月寒川	左岸　北海道札幌市白石区米里四条三丁目十番地先から月寒川合流点まで
		右岸　同道同市同区北郷二千三百四十四番地先
支川	篠津川	左岸　北海道江別市中島六百二十二番地先から幹川合流点まで
		右岸　同道同市篠津四十三番地先
支川	旧夕張川	左岸　北海道夕張郡長沼町三十区地先
		右岸　同道空知郡南幌町南二十一線西二十一番地先から千歳川合流点まで
支川	須部都川	左岸　北海道樺戸郡月形町市北九地先から幹川合流点まで
		右岸　同道同郡同町市南五地先
支川	奈井江川	左岸　北海道空知郡奈井江町高島一区から幹川合流点まで
		右岸　同道同郡同町字キナウスナイ
支川	徳富川	左岸　北海道樺戸郡新十津川町字中央から幹川合流点まで
		右岸
支川	尾白利加川	左岸　北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加から幹川合流点まで
		右岸　同道樺戸郡新十津川町字大和
支川	恵岱別川	左岸　北海道雨竜郡北竜町字和
		右岸　同道同郡雨竜町字渭之津から雨竜川合流点まで